ヘナ・

7

の体験

ヘナ・

とは、

毒素

浄化作

を利用したボーー

77 9

※応募方法など詳しくは、

お問い合わせください。

●応募期限=7月3日(火)

受講料=無料

●対象者=60歳 ●定員=20人 (

2人(応募多数の=の歳代前半の-

0

鹿屋商工会議所

【問い合わせ・

場所 ●時間=

= 鹿屋ビジネス専門= 10時~17時

※応募方法など詳

お問い合わせくださ

表取締役)

講師=水野 隆行 受講料=無料

(㈱エイチ・エー

Ĭ

ル

代

●定員=20人(応享なりまり) 1 多者=0歳代前半の からのお知らせ →場所= 用編)」 ※土・日を除く全10 ※土・日を除く全23回 の受講生を募集 ●期間=7月26 ■応募期限=6月2日(金) 「パソコン実務講習会 場所=市シルッ 8 月 6 日 10期月間 受講料= 場合は抽選) 月6日 介護員2級養成研修」 の受講生を募集 無料 · 月 8 日 金 水 日 時 月 口 応応

(応募多数の)歳代前半の人 人材セ

人材センタ

受講生を募集

画の

考え方、

|経営革新セミナ

൱

●日時= の受講生を募集します。 伝える「経営革新セミナ し新事業を考える視点 対象者 場所 議室 18 時 在の経営資源を見 経営革新のポイ 30 分 ~ 3分~20時30分 3分~20時30分 鹿屋商工会議所会 内の中 つめ直 な を

住居表示に関する届出について

定員=

(定員になり

など 独立

開業を目指す

次第締め切り)

住居表示が実施されている区域内に建物を新築した場合は、届出が必要です。この区域内においては、届 出がないと住居番号が設定されず住民登録ができない場合がありますので、必ず届出を行ってください。 なお、住居番号の決定は現地調査等を必要としますので、届出から数日を要します。

また、住居番号の決定を受けた建物については、出入口や門などに「住居表示板」の設置をお願いしてお り、街区の角(電柱等)には、住居表示が実施されている地区ごとに町名・街区番号を表示した「街区表示板」 が取り付けられています。この「住居表示板」や「街区表示板」が破損・紛失又は見えにくくなった場合は ご連絡ください。

●対象となる地域

本町、朝日町、向江町、西大手町、大手町、<u>古前城町、曽田町</u>、 北田町、打馬1丁目、打馬2丁目、西原1丁目、西原2丁目、 西原 4 丁目、上谷町、新栄町、新生町、白崎町、寿 1 丁目、寿 2 丁目、寿 3 丁目、寿4丁目、寿5丁目、寿6丁目、寿7丁目、寿8丁目、札元1丁目 ※アンダーラインは、一部未実施区域を含む。

■届出の種類・時期

届出書類

設定届

変更届

届出の種類によって、提出に必要な書類等が異なります。

等を新築したとき(建物完成前でも届出可)

り変更が必要になったとき

届出時期

すでに住居番号が設定されているが、改築等によ

住居表示を設定している建物等を取り壊したとき

住居表示実施区域内に住居表示を必要とする建物 ・印鑑 (認印可)



届出に必要なもの 届出人 ・ 建物等の付近の見取図 (案内図) 建物等の ・建物等の出入口がわかる図面 所有者・ ・敷地に対する建物の配置図 管理者又 は居住者 ・建物等の付近の見取図 (案内図)

5-8

◀住居表示板

【問い合わせ・届出先】 市都市政策課(4階) ☎0994-31-1130

• 印鑑(認印可)

金」を創設 県と県共

家等に対して支援を行う受けた鹿児島県内の畜産 口蹄疫の発生により影響を しました。 宮崎県における 0) の畜産農

市福祉政策課

合わせ】

口蹄疫募金箱

内線3132

0994-43-21

にご協力ください口蹄疫に関する義援金 鹿児島県口蹄疫被害義援 同募金会では、

20994-45-2872

社会福祉協議会

【問い合わせ・応募先】 市民族館

(保護者承諾が必要です。)

高校生以下

|| || 3 5 0 0 0 0 円 円

支店名 金融機関 口座番号 名義 募金箱の 鹿児島銀行 普) 1274171 支店 県庁 設置場所 南日本銀行 普) 1128402 社会福祉法人 支店 鹿児島県共同募金会 会長 溝口宏二 郡元 鹿児島信用金庫 (普) 5611934 支店 鹿児島県信用農業 本所 (別段) 0012173 協同組合連合会

料場時間

市民族館 9時

ント当たり

えます。

ぜひ、

2週間で自然と消

|開催日=

年

-始を除く

火曜日

日 日 日 日 時

トを体験してみません

利用

イペイント

という植物を利

ペイントです。 したボデ

ヘナを

ぜひご協力ください。

口蹄疫により経営に影響を受けている中小企業者

口蹄疫の影響により売り上げの減少等が生じている場合、国の「景気対応緊急保証制度」や、 これに対応する県中小企業融資制度「経済対策特別資金」が利用できます。

●利用要件

最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者

融資(保証)を受けた金融機関、保証機関にご相談ください。

	信用保証協会制度 「景気対応緊急保証制度」	県中小企業融資制度 「経済対策特別資金」	
融資限度額	運転・設備資金 2億8,000万円 ※一般保証限度額と同額を別枠で保証	運転資金 2,000 万円	設備資金 3,000 万円
融資期間 (うち据置期間)	10 年以内 (2 年以内)	7年以内 (2年以内)	10 年以内 (3 年以内)
保証料率	年 0.80%	年 0.58%	
融資利率	金融機関所定の利率	1年以内 1年超3年以P 3年超5年以P 5年超7年以P 7年超10年以	为 2.1% 内 2.3%
申込先	取扱金融機関	取扱金融機関、商工団体	
問い合わせ	鹿児島県保証協会 ☎ 099-223-0271	県経営金融課金融係 ☎ 099-286-2946	

- ※上記の制度を利用するためには、事業所の所在地を管轄する市町村長から特定中小企業者としての認 定を受けることが必要です。
- ●既往債務の返済条件の緩和

口蹄疫の影響による売り上げ減少等により、一時的に既往債務の返済が困難となっている場合は、個々 の中小企業者の実情に応じ、返済条件の緩和が受けられる場合があります。

【問い合わせ】 市商工振興課(2階) ☎0994-43-2111 内線3294

15 KANOYA CITY PUBLIC RELATIONS POST